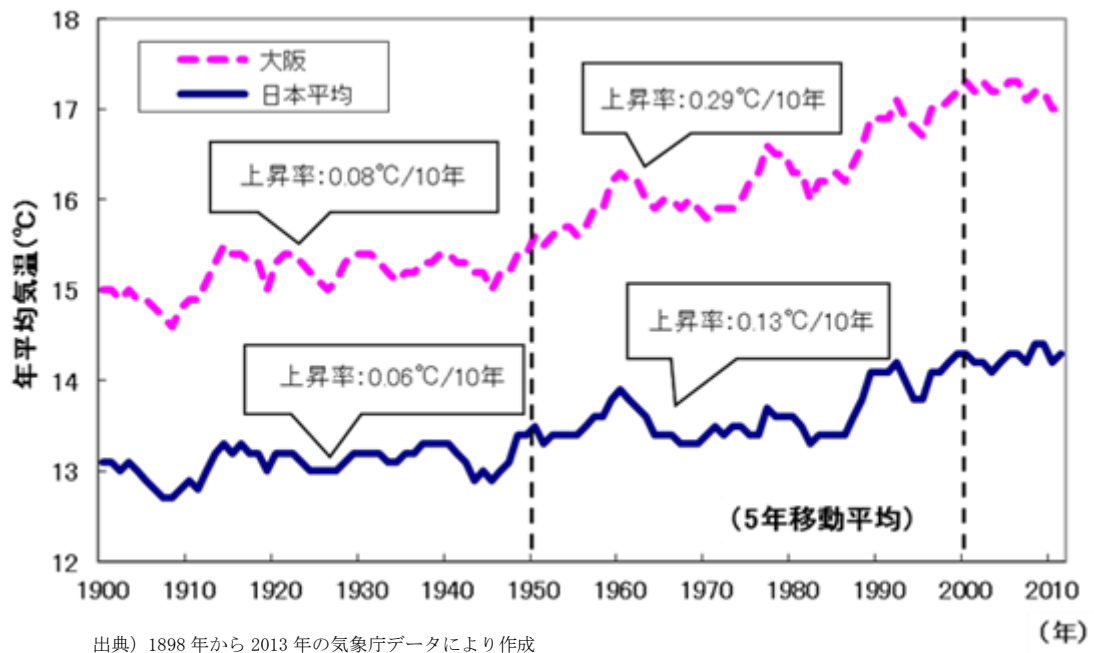


大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）2015年3月（2017年12月一部改定）（抜粋）

## 第2章 大阪府域の地球温暖化の現状と対策

### 2.1 大阪府域における地球温暖化の現状

- ・日本の年平均気温は20世紀の100年間で約1.0℃上昇しており、大阪の年平均気温は約2.1℃上昇しています。大阪府域では地球温暖化の影響に加えて、都市部のヒートアイランド現象の影響により、気温の上昇幅が日本平均より大きくなっています。

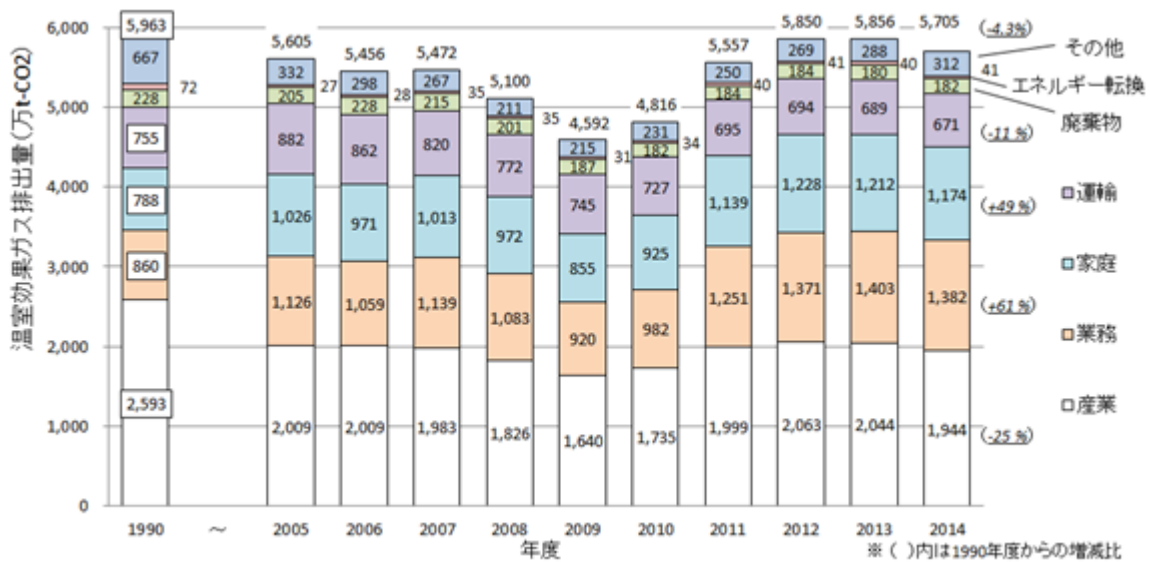


#### 日本と大阪における年間の平均気温の推移

※5年移動平均：その年および前後2か年を含めた5か年の平均値

※日本平均：都市化などによる環境の変化が比較的少ない17観測地点（2013年からは15地点）のデータから算出

- ・大阪府域における温室効果ガス排出量は、2009年度までは減少傾向でしたが、2010年度以降は増加しています。2012年度は、5,850万トンとなり、1990年度と比べ1.9%減少となっています。
- ・2009年度までは、経済状況や各部門における省エネ・省CO<sub>2</sub>の取組の推進、代替フロンの製造時等の排出抑制等により減少傾向にありましたが、2010年度は景気回復や猛暑厳冬によりエネルギー消費量が増加しています。また、2011年度は震災の影響により、電力供給において原子力発電の割合が低下し、火力発電の割合が増加し、電気の排出係数が大きくなった結果、各主体の取組にかかわらず排出量が増加しています。
- ・部門別にみると、産業・業務・家庭・運輸部門の排出量の割合が大きく、4部門合計で全体の約9割を占めています。産業・運輸部門は減少していますが、家庭部門は世帯数の増加、業務部門は延床面積の増加等により1990年度と比べて2012年度は約6割増加しています。
- ・2015年3月の計画策定以降に算定した2013年度と2014年度の温室効果ガス排出量について、2013年度は引き続き増加していましたが、2014年度は減少に転じました。2014年度の排出量は5,705万トンで、1990年度と比べ4.3%減少しています。



### 大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

※各年度の関西電力株式会社の電気のCO<sub>2</sub>排出係数を用いて算定した値  
 ※1990年度の代替フロン等の値は1995年度の値

## 2.2 大阪府における地球温暖化対策

- ・大阪府においては、1995年に「大阪府地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化対策を推進してきました。
- ・2012年3月には「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定して、2014年度までに温室効果ガス排出量を1990年度から15%削減する目標※を掲げ、温室効果ガス排出削減の取組を総合的・計画的に推進してきました（2014年度の削減率は1990年度比で20.9%となり、削減目標を達成しました）。
  - ※電気の排出係数は2008年度の値を用いて設定。毎年の進捗状況の評価も2008年度の電気の排出係数を用いて算出した値で実施。なお、電気の排出係数は実排出係数を使用（以下同じ）。
- ・また、2006年4月には、地球温暖化対策の柱として、事業活動における温室効果ガスの排出抑制や建築物の環境配慮などを規定した、「大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「温暖化防止条例」という。）」を施行して取組の促進を図っています。
- ・さらに、2014年3月には、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進など、2020年度までに大阪府・大阪市が取り組むエネルギー関連施策の方向性を提示するものとして、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を策定し取組を推進しています。
- ・なお、このようなエネルギー対策は、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー消費の抑制等、温暖化対策にも資するものです。

### ■大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（2012年策定）

目 標：2014年度までに温室効果ガス排出量を基準年度比で15%削減する

※ 基準年度：二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素は1990年度、代替フロン等は1995年度

※ 電気の排出係数は2008年度の値を用いて設定

重点対策：①家庭部門：見える化による行動促進

②産業、業務部門：中小事業者の対策支援

③運輸部門：公共交通等の利用促進、エコカーの普及促進

④資源循環（廃棄物）部門：3Rの推進

⑤森林吸収・緑化の推進：森づくりの推進

⑥再生可能エネルギーの普及等：再生可能エネルギーの普及

### ■大阪府温暖化の防止等に関する条例（2005年公布、2006年施行）

- ・エネルギー多量消費事業者に対し、対策計画書や実績報告書の届出を義務付け
- ・大規模建築物の新增改築をする建築主に対し、建築物環境計画書の届出を義務付けなどを規定

### ■おおさかエネルギー地産地消推進プラン（2013年策定）

エネルギー地産地消の推進を目的に、2020年までの期間において、以下の取組を進める。

プランの目標：（1）再生可能エネルギーの普及拡大

（2）エネルギー消費の抑制（省エネ型ライフスタイルへの転換等）

（3）電力需要の平準化と電力供給の安定化

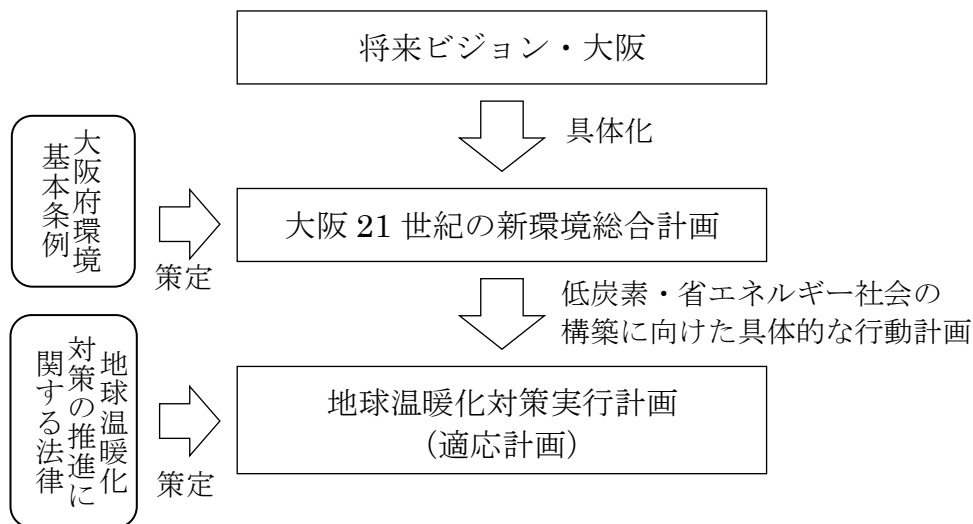
## 第3章 大阪府における今後の地球温暖化対策

### 3.1 計画策定にあたっての基本的考え方

- ・地球温暖化対策については、世界全体でより大幅な温室効果ガス排出削減のための対策が求められており、国の第四次環境基本計画では「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされています。
- ・大阪府は、グローバルかつ長期的な視点に立ち、国の施策等との整合を図りながら、地域特性に応じて継続的、計画的に施策を推進するために、本計画を策定するものです。
- ・地球温暖化による影響は既に顕在化しつつあり、社会環境や自然環境への気候変動の影響リスクが増大する中、本計画では、府域における「適応」の基本的方向性を示し、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」に加え、「適応」の取組も着実に推進していきます。

### 3.2 計画の位置付け

- ・「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき策定するものです。
- ・また、「大阪21世紀の新環境総合計画」で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」の具体的な行動計画として策定します。  
※「大阪21世紀の新環境総合計画」は、大阪府の将来の姿を現す「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化するものです。
- ・本計画は、大阪府の施策に「適応」を組み込み、府域において着実に「適応」の推進を図るための「適応計画」として位置づけます。



地球温暖化対策実行計画の位置づけ

### 3.3 計画の期間

- ・国の目標年度との整合、上位計画である大阪 21 世紀の新環境総合計画の目標年度が 2020 年度となっていること、前計画が 2014 年度で終了することから、計画の期間は 2015 年度から 2020 年度とします。